

平成26年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

☎ 総務課文書法制係 (☎ 826・1111 内線 2209) FAX 822・9252 ☒ sounmu@city.tsuchijira.lg.jp

情報公開制度

情報公開制度は、『土浦市情報公開条例』に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

■請求などができる方

情報の公開を請求できる方は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持っている方です。

これら以外の方であっても、情報の公開請求に準ずる『公開の申出』により、情報の開示を求めることができます。ただし、『公開の申出』により求めた情報が仮に非公開となった場合でも、『請求者』のような不服申し立てはできません。

■請求などの方法

請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室(市役所本庁舎2階)で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書(『公開の申出』のときは情報公開申出書)に必要な事項を記載していただきます。

都合で情報公開室に来ることができないときは、郵送、メールまたはファクスでも受け付けています。(様式は市ホームページからダウンロードできます)

■公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(事由や請求量により日数を延長する場合があります)に、公開・非公開を決定し、その旨を書面でお知らせします。(公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします)

■公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

■不服申立て

情報の非公開の決定に不服があるときは、『請求者』は行政不服審査法に基づき不服申立てをすることが出来ます。

この不服申立ては、情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定などを行います。

■平成26年度の運用状況

この1年間の情報公開の請求などの状況は、「請求」が22件で、「申出」が24件の合計46件でした(別表1参照。これらの請

求などに対する決定などの状況は、別表2のとおりで、公開率は100%です。

なお、この公開率は次の算式によります。
公開率 = (公開件数 + 一部公開件数) / (公開件数 + 一部公開件数 + 非公開件数) × 100%

【別表1】請求・申出の状況 (単位: 件)

実施機関	件数	主な内容	
市長部局	市長公室	0	
	総務部	6	住居表示に関する情報など
	市民生活部	2	土浦市市民総合補償制度の情報など
	保健福祉部	4	社会福祉法人に関する情報など
	産業部	1	土浦全国花火競技大会の収支明細
	建設部	10	市道に関する情報など
都市整備部	6	リサイクル届出書に関する情報など	
小計	29		
市議会	8	各種委員会の行財政視察に関する費用に関する情報など	
教育委員会	4	かずみがうらマラソンの収支状況など	
消防長	5	タンク貯蔵所に関する情報など	
監査委員	0		
選挙管理委員会	0		
農業委員会	0		
合計	46		

【別表2】請求などに対する決定などの状況 (単位: 件)

	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
件数	31	14	0	1	46

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、『土浦市個人情報保護条例』に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見ることや、その個人情報に事実の誤りがある場合にその訂正することなどを請求できる仕組みです。
個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

■請求ができる方

自分に関する個人情報についてであれば、どなたでも請求できます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求できます。

■請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

■開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日を限度として延長する場合があります)に開示するかどうかを決定

し、書面で通知します。

なお、次のような個人情報は、開示できないことがあります。

- (1) 請求者以外の方の個人情報を含み、その方の権利利益を侵害することになると認められる個人情報
- (2) 個人の評価などに関する個人情報であって、当該評価などに著しい支障をおよぼす恐れのある個人情報
- (3) 市が行う事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある個人情報

開示が決定した場合は、あらかじめ請求者と協議のうえ、お知らせした日時、場所、個人情報の閲覧、視聴またはその写しの交付により開示を行います。その際、本人または法定代理人であることを証明できる運

転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

■訂正請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

■削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

■公開の方法

お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

■不服申立て

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

■平成26年度の運用状況

この1年間の個人情報の開示請求などの状況は、別表3～6のとおりです。

【別表3】個人情報を取り扱う事務の数

(単位：件)

実施機関	件数	実施機関	件数	
市長部局	市長公室	48	教育委員会	128
	総務部	56	選挙管理委員会	17
	市民生活部	116	監査委員	4
	保健福祉部	201	農業委員会	7
	産業部	42	固定資産評価審査委員会	1
	建設部	57	消防長	45
	都市整備部	65	議会	1
	合計	2	合計	796
小計	587			

【別表4】開示請求の状況

(単位：件)

実施機関	件数	内容
市長部局	総務部	1 土地評価証明書の申請書
	市民生活部	6 住民票、戸籍の取得履歴など
	保健福祉部	12 身体障害者手帳に係る診断書など
消防長	1	救急通報内容
合計	20	

【別表5】開示請求に対する決定の状況

(単位：件)

	開示	一部開示	非開示	不存在	合計
件数	13	7	0	0	20

【別表6】口頭による開示請求の状況

	開示請求期間	開示請求者数 ／受験者総数
①平成26年10月1日付中途採用		
第1次試験	平成26年7月4日～8月4日	0人/33人中
第2次試験	平成26年7月30日～8月29日	6人/20人中
②平成27年4月1日付通常採用		
第1次試験	平成26年10月9日～11月10日	18人/366人中
第2次試験	平成26年11月21日～12月22日	54人/141人中

土浦市職員採用試験(第1次試験および第2次試験)での総合得点および順位(第1次試験の結果については、不合格者に係わるものに限る)については、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律的に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものであることから、特例として『口頭による開示請求』が認められています。皆さんから提出された申込書や台帳などに記載された個人情報は、市がその情報を保有する必要がなくなった時点で、確実に速やかに処分または消去しています。